平成２３年（フ）第１４５号
三重県四日市市広永町1322番地３
債務者　小田　知晴
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１４６号
三重県四日市市広永町1322番地３
債務者　小田　恵美
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
兵庫県宝塚市小林４丁目３番40号　102
債務者　橋本　宏子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４９０号
兵庫県西宮市段上町３丁目６番25号コートビレッジⅣ101
債務者　福田　和敏
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５０６号
兵庫県尼崎市額田町５－１－504、住民票上の住所兵庫県尼崎市神崎町10番20号
債務者　梶本　千咲
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５１３号
兵庫県西宮市浜町11番20号
債務者　川上むつみ
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５５号
鳥取県米子市明治町28番地ヨシキビル、住民票上の住所鳥取県西伯郡大山町神原204番地５
債務者　坂田　繁子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第６７号
鳥取県日野郡日野町中菅853番地
債務者　伊達　仁美
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第９５号
鳥取県米子市和田町2539番地
債務者　渡部　智史
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１３号
徳島県三好市池田町州津堂面215番地　医療法人秋田会秋田病院内、住民票上の住所徳島県三好市山城町佐連146番地
債務者　内田　　昇
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２３年（フ）第３６号
愛媛県今治市常盤町５丁目１番21号
債務者　渡邊　典子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第８９号
福岡県嘉麻市山野1331番地１　県営山野団地２棟102号
債務者　井野上　博
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第９０号
福岡県嘉麻市山野1331番地１　県営山野団地２棟102号
債務者　井野上朗子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第９４号
福岡県飯塚市弁分614番地２　県営住宅彼岸原団地２棟407号
債務者　奥尾　文子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第９９号
福岡県嘉麻市岩崎1043番地、前住所福岡市早良区祖原11番11―401号
債務者　山倉絵里奈
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１０３号
福岡県飯塚市菰田西１丁目６番12号、前住所福岡県飯塚市勢田1091番地１
債務者　渡部　徳雄
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１０４号
福岡県飯塚市本町20番33号、前住所福岡県飯塚市目尾1161番地
債務者　尾﨑　直子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部